



令和2年度「決算」を報告します

令和2年度各種会計の決算が9月の議会定例会で認定されました。決算は、町の1年間の収入や支出をまとめたもので、これにより行政活動をお金の面から知ることができます。

町民の皆さまから納めていただいた町税をはじめ、国や県からの補助金など町の収入がどのように使われたのか、一般会計を中心に概要をお知らせします。

◆町税の内訳

町民税	個人	3億9,070万4千円
	法人	5,442万7千円
固定資産税		6億3,895万5千円
軽自動車税		5,885万4千円
町たばこ税		7,927万6千円
合計		12億2,221万6千円

◆令和2年度一般会計

一般会計は、町の財政の基本を示す家計簿といえるもので、税金などの「歳入」と、その使い道である「歳出」から成り立っています。

令和2年度は、令和元年東日本台風による災害復旧事業、新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い、歳入は前年度より49億6,487万1千円増の196億8,719万6千円となり、歳出は前年度より72億9,058万4千円増の187億6,208万8千円となりました。

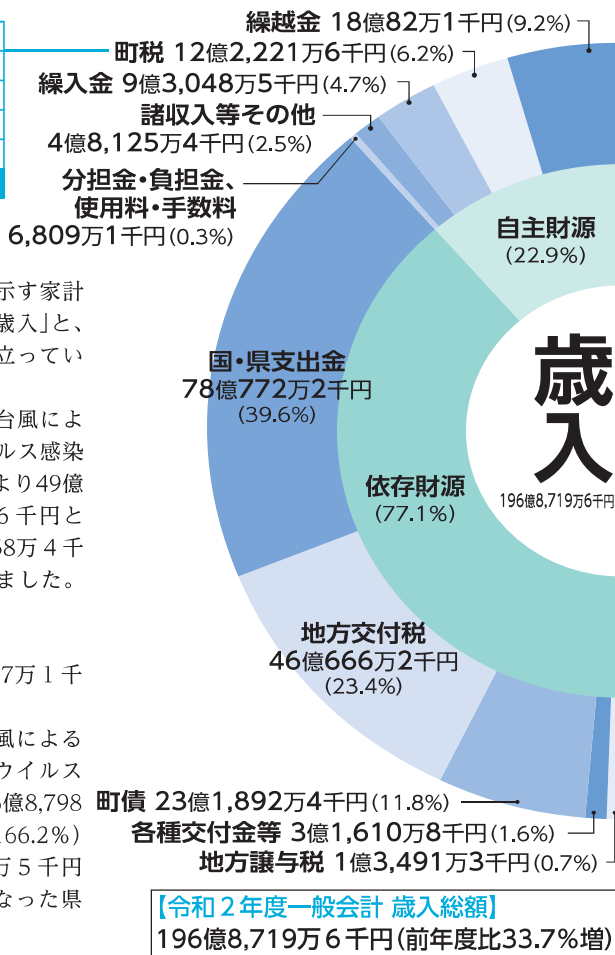
◆歳入

歳入は、前年度に比べ49億6,487万1千円(+33.7%)増加しました。

主な要因は、令和元年東日本台風による災害復旧事業支出金、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金を含めた36億8,798万7千円増の59億722万7千円(+166.2%)となった国庫支出金、8億5,607万5千円増の19億49万5千円(+82.0%)となった県支出金などです。

◆歳出

歳出は、前年度に比べ72億9,058万4千円(+63.6%)増加しました。主な要因は、25億2,419万1千円増の36億1,836万8千円(+230.7%)となった、令和元年東日本台風に伴う災害復旧事業費等や、新型コロナウイルス感染症対策に伴う特別定額給付金13億940万円を含む、26億7,962万1千円増の44億1,857万7千円(+154.1%)となった補助費等などです。



①総務費

地域振興や一般事務等にお金
・地域おこし協力隊推進事業
・ふるさと納税推進事業 など



②災害復旧費

施設の災害復旧にお金
・市街地の堆積土砂の撤去費用
・道路、河川、農地の災害復旧 など



③衛生費

健康管理やごみ処理にお金
・新型コロナウイルス感染症対策
・廃棄物処理事業 など



④民生費

各種福祉事業を行うためのお金
・福祉医療費助成事業
・応急仮設住宅運営事業 など



⑤農林水産業費

農業や林業の振興にお金
・農林業、畜産振興の各種補助事業
・被災農業者営農再開支援事業 など



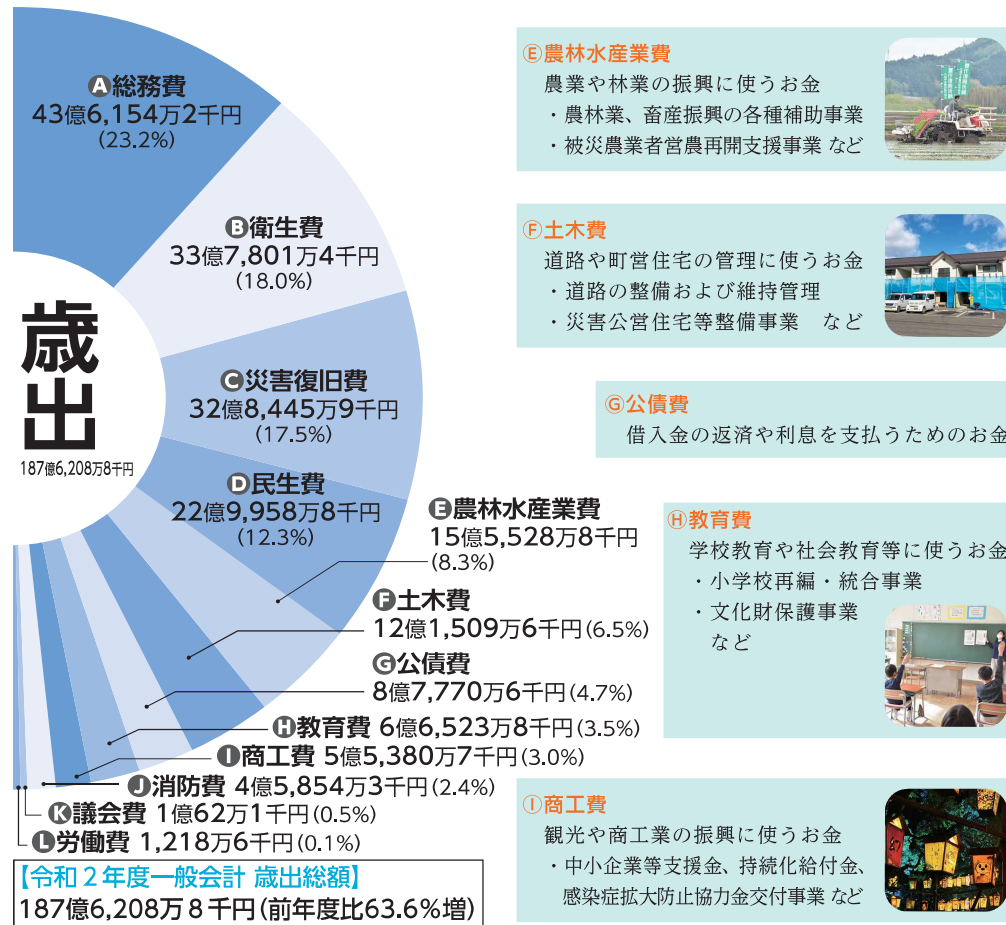
⑥土木費

道路や町営住宅の管理にお金
・道路の整備および維持管理
・災害公営住宅等整備事業 など



⑦公債費

借入金の返済や利息を支払うためのお金



⑧教育費

学校教育や社会教育等にお金
・小学校再編・統合事業
・文化財保護事業 など



⑨商工費

観光や商工業の振興にお金
・中小企業等支援金、持続化給付金、
感染症拡大防止協力金交付事業 など



⑩議会費

町議会の運営を行うためのお金



⑪労働費

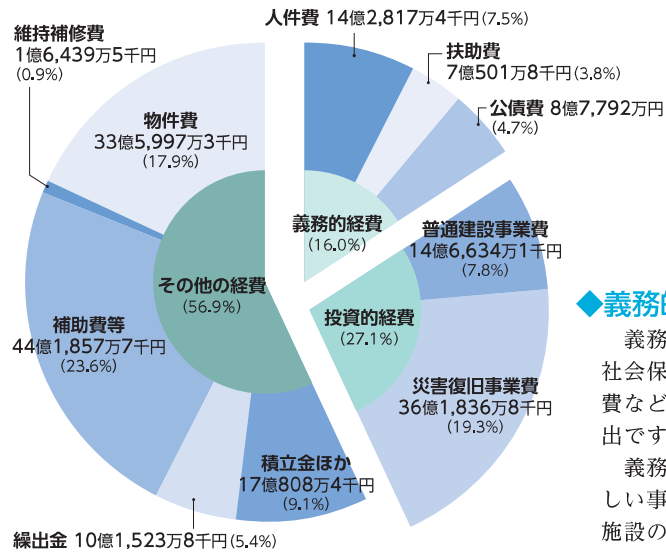
労働者の支援にお金 など

⑫消防費

消防設備や消防団運営にお金
・避難所における感染症対策事業
・消防団活動事業 など



歳出(性質別)決算額の内訳



◆義務的経費

義務的経費は、借入金の返済や社会保障制度に必要な支出、人件費などの、任意に削減できない支出です。

義務的経費の割合が増えると新しい事業に支出することや、公共施設の整備を行うことが難しくなります。

◆投資的経費

投資的経費は、公共施設の建設や道路整備など施設が将来に残り、町の資本となるものに対する支出です。災害復旧費も含まれます。

◆その他の経費

その他の経費は、備品購入費や委託料などの物件費、公共施設等の維持管理費、補助金や報償費等の補助費、一般会計から特別会計に支出される繰出金、各種基金への積立金等が挙げられます。

町の経常収支比率 … 87.5%

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費とこれに施設の維持管理経費などを加えた経常的経費に対して、地方税、地方交付税といった経常的に収入される財源をどの程度充てているかを見る比率です。

丸森町の財政状況は、経常収支比率が87.5%(前年度から1.4%減)となりました。県内の町村平均は92.3%(令和元年度)となっており、100%を超える市町村は4団体、90%を超える市町村は29団体あり、近年は多くの団体で90%を超える状況にあります。

経常収支比率が低いほど自由に使えるお金が多くなります。反対に高くなるほど新しい事業や公共施設の整備など、投資的な経費に支出する財源の余裕が少なくなり、柔軟な財政運営が厳しくなります。

町の『健全化判断比率』および『資金不足率』を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」によって、地方公共団体は毎年4つの指標(健全化判断比率)を公表することになっています。

財政の健全度を判断する指標として「早期健全化基準」と「財政再生基準」があり、比率が悪化した場合に、早期に財政健全化への取組ができるように、財政健全化計画・財政再生計画を策定し議会の議決を得て財政健全化に取り組む仕組みです。

令和2年度決算における「健全化判断比率(4つの指標)」および「公営企業会計の資金不足比率」は以下のとおりです。

◆健全化判断比率

前年度に引き続き赤字は発生していません。実質公債費比率は11.1%で、前年度の11.8%から0.7ポイント下がり、将来負担比率は8.1%で、前年度の87.4%から79.3ポイント下がっています。

健全化判断比率	丸森町の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	赤字は発生して	14.87%	20.0%
②連結実質赤字比率	いません	19.87%	30.0%
③実質公債費比率	11.1%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	8.1%	350.0%	

①実質赤字比率

一般会計等の実質収支額が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

②連結実質赤字比率

一般会計、特別会計の実質収支額、公営企業会計の資金不足・剰余額の合計が赤字となった場合の標準財政規模に対する赤字額の比率

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金(公債費)および公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率の3か年平均値

④将来負担比率

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

◆資金不足比率

公営企業会計については、資金不足は発生していません。

資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、議会の議決を得て経営健全化計画を定める必要があります。

会計区分	丸森町の状況	経営健全化基準
水道事業会計	資金不足は発生していません	20.0%
病院事業会計		
公共下水道事業特別会計		
農業集落排水事業特別会計		
宅地造成事業特別会計		
工場団地造成事業特別会計		